

平成28年度事業報告(案)

概況

平成27年度以後のタクシー業界における最大の問題は「自家用車ライドシェア」です。広島県タクシー協会では、前年度に続き平成28年度総会でも反対決議を行い、「ライドシェア」の断固阻止を決意表明しました。

「ライドシェア」の動きとそれへの対応等については後述しますが、依然として推進論者の動きは止まらず、政府関係機関における協議の議題に上り続けております。引き続き注視して行くことが必要です。また、「ライドシェア」に対抗し、タクシー利用者の支持を得るために、新たなサービスの導入等の取り組みも必要となっています。今後、全国ハイヤー・タクシー連合会の取り組みと連携して、地域公共交通としてのタクシーの評価を得る取り組みを推進して行きます。

タクシー適正化・活性化特別措置法の改定に基づく広島県内の特定地域及び準特定地域におけるタクシーの適正化・活性化の取り組みは、平成28年度においては具体的な実施に至ることはできませんでした。広島交通圏においては、特定地域計画の作成が必要であることから、専門部会の開催やアンケートを実施して意見集約を行い、年度末にようやく計画原案をまとめることができました。平成29年度においてその計画の決定と、具体的な実施に取り組むこととなります。

準特定地域においては昨年の「三原市」に続いて「尾道市」が平成28年10月に準特定地域の指定を解除されました。それまで自主的に適正化に取り組んできた結果、更に供給過剰にも関わらず指定解除となることの疑問を痛感するところです。

以上のことを初めとし、平成28年度事業計画を踏まえて以下のとおり事業活動等に積極的に取り組みました。

1. [白タク問題の取り組み]

平成27年から急速に動き出した自家用車ライドシェアの解禁を求める動きに対して、タクシー業界は、国民の安全・安心を脅かすものであり、断固阻止することが必要であるとの共通認識のもとに、緊急の取り組みを行ってきました。そうした結果、交通空白地における観光客の自家用有償運送については適用を拡大することで、国家戦略特区法の改正案が内閣法案として提出されて可決成立し、平成28年9月1日から施行されました。ウーバーや新経済連盟が要求する自家用車ライドシェアの導入は一旦阻止することができました。

しかし、そうした動きと並行して、安倍総理大臣の成長戦略を推進するために組織されている産業競争力会議が「日本再興戦略改訂2016」を平成28年6月に閣議決定するとともに、一億総活躍国民会議では「ニッポン一億総活躍プラン」をまとめ、同時に閣議決定しました。いずれもその中に「シェアリングエコノミーの健全な発展のための検討」が盛り込まれました。IT総合戦略本部はこの決定を受けて、それまでの検討結果を引き継ぐ形で、平成28年7月1日に「シェアリングエコノミー検討会議」を立ち上げました。そして、11月に「中間報告書」がまとめられました。その中にライドシェアの課題は記載されましたが具体的な判断は示されず、

「グリーゾーン解消制度」の活用や「シェアリングエコノミー促進センター」の設置が取り上げられ、引き続き検討を継続して行くことが決定しています。

平成28年9月に政府は新たに「未来投資会議」を、また内閣府に「規制改革推進本部」設置し、その協議の中では現在も「ライドシェア」が取り沙汰されています。

タクシー業界はこうした動きに引き続き危機感を感じ、各政党の国会議員や全国の地方公共団体へ理解と協力を求める緊急の取組みを行ってきました。予断を許さない状況が続いており、タクシー業界もライドシェアに対抗できる新たなサービスの実現・実施に取り組むこととしており、会員の理解と積極的な取組みが求められています。

当協会における平成28年度の個別の取組みは以下のとおりです。

- ① 平成28年10月30日の自民党広島県支部連合会の「政策要望を聞く会」に専務理事が出席し、第二種運転免許取得資格の緩和や税負担の軽減措置に関する要望、各種支援措置の拡充の要望書を提出して、同席した国会議員、県議員及び市議員に要請しました。特に、昨年に引き続き、「ライドシェア」阻止を強くお願いしました。
- ② 広島県タクシー協会中部支部は、平成28年6月3日に正・副支部長3名が東広島市長に面会し、「公共交通空白地有償運送に関する要望書」を提出し、自家用車ライドシェアの問題点を説明するとともに、公共交通の持続的運行の確保とバス・タクシーの活用を要望しました。
- ③ 広島県タクシー協会広島支部は、平成28年11月29日に正・副支部長7名が広島市道路交通局長を表敬訪問し、自家用車ライドシェア問題についての業界の決意を伝えるとともに、都市交通部の部長及び担当課長と面談し、白タク問題、タクシー乗り場・待機場問題、サービス向上等についての意見交換をし、タクシー業界への理解と支援をお願いしました。
- ④ 平成28年9月23日に、正・副会長7名が新たに赴任された中国運輸局長に面会し、広島県のタクシー事業の現状について説明をし、あわせてライドシェアを阻止するための支援と協力を強く要請しました。また、自動車交通部長及び旅客第二課長と白タク問題及び運賃問題等について意見交換をし、業界への支援をお願いしました。

2. [タクシー適正化・活性化特別措置法の取組み]

(1) 広島交通圏の特定地域計画策定の取組みについて

平成27年7月1日に広島交通圏が特定地域の指定を受け、特定地域協議会にタクシー供給量削減及び活性化に取り組むための特定地域計画の作成が義務付けられました。平成27年11月の協議会で計画の原案の作成を専門部会に委ねることとし、平成28年度に専門部会で検討を行ってきました。

当協会が協議会事務局として主体的に関わり、事業者へのアンケートや意向確認などを行い、専門部会を4回開催して、平成29年3月末にようやく計画の原案が決定しました。協議会に運輸局が加わらない中で、民主的に協議会を運営することに注力してようや

く作成に至ることができました。

特定地域計画作成を定める特別措置法は、規制緩和の弊害を認めてタクシー業界の再生を図るものであり、求められる適正化・活性化を果たすことが使命であると自覚して皆で取り組むことが必要とされるものであります。

今後は、協議会での計画の決定と、その後の計画の実施を速やかに進めることが必要です。

(2) 尾道市の準特定地域指定の解除について

平成27年の三原市の解除に続いて、平成28年10月1日付けで尾道市が準特定地域の指定を解除されました。解除の理由は、日車実車キロ及び日車営収が平成13年度と比較して上回ったためです。

実車走行キロも営業収入も毎年減少している中でこれらの数値が上昇したのは、①自主的な減車(12.9%減少)と運転者不足等による稼働率の低下、②平成27年10月の運賃改定による増収などによるものと考えます。しかし、平成27年度末の運輸局公示の同地域の適正車両数(上限)と実在車両数とのかい離率は21.2%と大きく、それも毎年上昇して来ています。これは、取り組んできた減車の結果以上に、供給過剰の状態が大きくなってきていると言えます。

指定解除の通知があった翌々日に、広島県タクシー協会東部支部の正・副支部長2名が、同じく解除となる「岩国交通圏」の代表と一緒に中国運輸局自動車交通部長へ反対の要請に行き、準特定地域の指定解除の撤回と指定基準の見直しを強く要求しました。しかし、いずれの指定解除も撤回はできませんでした。

これにより、同地域での新規許可や増車の制限がなくなりました。今後、同様の指定の解除があり得ますので、指定地域においては情報の早期把握と取組みに注視して行きます。

3. [総務委員会・広報サービス委員会]

(1) 中国運輸局への要望等の取組みについて

平成28年9月23日に、正・副会長7名が自動車交通部長及び旅客第二課長と白タク問題及び運賃問題等について意見交換をし、業界への支援を要請しました。(再掲)

(2) 各種団体との連携について

広島商工会議所運輸部会の会議や講演会、セミナー等に参加し、他の運輸関連事業者との交流を深めました。平成29年2月2日には、中国運輸局を含む三者懇談会に出席し、タクシー業界がおかれている諸課題等について報告し、認識を深めてもらう取り組みをしました。

また、同会議所から協会設立60周年の継続企業表彰を受けました。

(3) 「第28回タクシーの日」(平成28年8月5日)の取組みについて

① 広島支部においては、アウトレットモール駐車場において、タクシーマスケット風船、

こども乗務員証、ママ LOVES タクシー(冊子)等を配布し、日本盲導犬協会のご協力により盲導犬PR犬によるタクシーお出かけサポート実演を行いました。その他の東部・呉・中部の3支部においても駅前や繁華街で通行人に配付し、広報活動を行いました。また、各地域でタクシー乗り場の清掃活動等に、会員事業者と乗務員が一緒になって積極的に取り組み、広報活動を行いました。

- ② 7月20日から8月10日までの間、夏場における血液不足を補うことの支援を目的として、タクシー乗務員等による献血に広島県全体で取り組みました。その結果、69名が献血に参加しました。
- ③ 広島支部では7月に、広島原爆養護ホーム「倉掛のぞみ園」の入園者20名の平和公園慰霊碑参拝の送迎を実施しました。
- (4) 広島県タクシー協会広島支部は、利用者及び運転者に対してタクシーについての意識・認識を深める取組みとして、サービス提供や安全・安心の取組みの呼びかけを、RCC中国放送に依頼してラジオコマーシャルで実施しました。この取組みが広島県内の全地域への呼びかけとなることの意義を評価して、平成29年度では広島県タクシー協会として取り組むこととします。
- (5) 全タク連が平成26年から運用している「全国タクシーガイド」に、当協会会員についても現在140社が登載して、利用者への情報提供と利用の向上に取り組んでいます。
- (6) 当協会事務局に届いた利用者からの苦情や忘れ物の問合せについては、それぞれの申し出に適確に対応し、利用者の意見・要望、申し出に応えるように取り組みました。

4. [交通安全委員会]

(1) 交通安全及び事故防止の取組みについて

- ① 広島県警察は交通事故死者数を90人以下に抑止を目標として「アンダー90作戦」を平成27年に引き続き平成28年も展開しました。当協会も「総合安全プラン2009」の取組みの中で死亡事故ゼロを目指しており、広島県交通対策協議会の取組みと連携して積極的な事故防止に取り組みました。

過去の事故分析等に基づき「出会い頭事故の防止対策」と「路上寝込み者等の轢化事故の防止対策」を重点取組み事項とすることを決定し、交差点通過時の安全確認、早めのライト点灯等について取り組みました。

春と秋の全国交通安全運動に加え、広島県独自の夏と年末の交通安全運動に取り組み、各地域で独自の計画を立てて積極的な運動を推進しました。

- ② こうした取組みの結果、平成28年の広島県内の交通死亡事故死者数は86人と、過去最少の前年の95人よりも更に減少し、広島県警察が目標とした90人を割り込みました。また、県内の法人タクシー事業者が第1当事者となる死亡事故もゼロを達成することができました。

- ③ 事業用自動車の乗務員の高齢化に伴い、乗務員の健康に起因した重大事故が発生していることから、その防止の徹底を図ることが必要となりました。当協会でも、「運転者の健康管理マニュアル」に基づく健康管理の再徹底について周知徹底を図り、過去の事故事例を参考として事故防止に取り組みました。

(2) 覚せい剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶の取組みについて

危険薬物使用については交通事故発生の原因となるとともに、重大な犯罪を引き起こす原因ともなることから、その使用が禁止され絶滅に向けて取り組まれているところですが、広島県内のタクシー運転者が覚せい剤等違法薬物の使用の疑いで逮捕されるという事件が平成28年7月と8月に相次いで発生しました。

取組みを徹底し根絶に取り組む中で発生したことは誠に遺憾なことであり、直ちに指導の徹底を図りました。

(3) タクシーの違法駐停車対策の取組みについて

広島県タクシー協会広島支部では、平成26年に実施した広島市内クレド前のタクシー乗り場の違法駐停車の解消を図るためのショットガン方式による社会実験の結果を基に、平成27年以後その本格実施に向けて広島市及び広島国道事務所に要望していますが、その実現に至っていません。引き続き粘り強く改善策の実現に向けて取り組んでいきます。

(4) 各種犯罪防止の取組みについて

- ① 当協会では、平成10年7月から「こどもタクシー110番通報協力制度」を実施し、子どもたちを見守り、安全・安全の確保に向けた地域貢献活動を実施してきましたが、年数の経過に伴い「こどもタクシー110番」のステッカーのタクシー車両への貼付が見られなくなったため、平成29年2月にあらためて「こどもタクシー110番」のステッカーを会員へ配布して貼付することとし、その取組みの再徹底を図りました。

- ② 平成28年10月3日に、広島県個人タクシー協会、西日本タクシー協会と合同で広島県警察本部との間で「特殊詐欺被害防止に関する協定」を締結しました。主に高齢者を対象として全国で多数発生している特殊詐欺の水際防止対策として、不審なタクシーの乗客への声かけ等により被害の未然防止を図ることとし、地域住民の安全・安心の確保に貢献しようとするものです。

こうした取組みの中で、平成29年1月にローズタクシー(福山市)の運転者が、3月には(有)アサヒタクシー(広島市)の運転者が、それぞれ乗客との会話で不審を抱いて警察へ通報して、還付金詐欺を未然に防止することができました。

(5) 交通事故防止のセミナーへの参加について

平成29年2月22日開催の中国運輸局主催の「自動車安全セミナー」に9社13名が参加し、「事業用自動車の安全対策」、「高速道路の安全運行」及び「睡眠改善の重要性等」の講義を受けて、健康管理や事故防止対策等について学びました。

5. [経営委員会・地域交通委員会]

(1) 専門委員会の開催について

平成28年9月2日に広島県タクシー協会広島支部と合同の経営・地域交通合同委員会を開催し、ライドシェア問題の対策及び適正化・活性化特別措置法に基づく取組みについて協議し、今後の取組みについての周知・徹底を図りました。

(2) 地域公共交通としてのタクシーの取組みについて

- ① 地域の足の確保の一手段として乗合タクシーの運行が各市町で取り組まれています。各地域の会員が地域公共交通会議や有償運送運営協議会、地域主催の研究會等に参加し、公共交通としてのタクシーの重要性及び現状について主張し、タクシーの活用や利用促進等について、地域住民の理解を得た交通政策の推進に取り組まれました。
- ② 神石高原町では、地域の生活交通を見直す中で、町民の移動に際してタクシー運賃を補助する制度を取り入れました。また、タクシー等運転者の2種免許取得費用の一部負担を町が行うこととなりました。町は、「タクシーは公共交通の最終手段」と認識しているとのことで、地域におけるタクシー事業のあり方に一石を投じて貰ったと評価します。他の市町でもこの取組みを大いに参考にしてもらい、タクシー事業の維持、活性化に取り組むように働きかけて行くことが必要です。
- ③ 平成26年11月から各都道府県又は市町村において公共交通の活性化及び再生を推進するための「地域公共交通網形成計画」を作成すること、また、その中で「地域公共交通再編事業計画」を定めることができるとされ、各市町でその計画の策定が行われてきました。前者は、公共交通の活性化・推進のための基本的な方針等を作成することとされており、公共交通としてのタクシーの位置づけ等を盛り込んでもらうことが必要です。また、後者は路線バス、鉄・軌道及び定期旅客船の再編について定めるものであり、タクシーはその再編の受け皿となり得る乗合タクシーや自家用有償運送への関与などが考えられます。各地域の会員代表者が出席し、計画作成に関与して行くことが必要です。
- ④ 平成30年4月のJR三江線の廃止に伴う代替輸送を確保するための地域公共交通網形成計画を策定する「三江線沿線地域公共交通活性化協議会」が平成28年11月に発足し、広島県タクシー協会及び島根県旅客自動車協会から専務理事及び地域のタクシー事業者が参加して協議が進められています。地域におけるタクシーの位置づけを明示するよう要望して行きます。
- ⑤ 全タク連が作成した「乗合タクシー事例集」について、大崎上島町を除く全ての市町へ配付して地域の公共交通を考える参考として貰うとともに、あわせて白タク問題についての認識を深める取組みをしました。

(3) マナー及びサービスの向上の取組みについて

- ① 広島交通圏の地域計画のひとつとして位置付けられている「マナーアップ宣言」認定

制度の取組みは、平成29年2月28日現在で、法人タクシー35者・1,917両、個人タクシー396者が認定を受けています。

「マナーアップ宣言」認定制度の取組みの一環として、広島市が「タクシーおもてなし観光研修」(平成29年2月・3月)を実施し、会員事業者8社の運転者29名と個人タクシー事業者2名が受講しました。運転者が広島地域の観光に関する知識を深めて接客に応用できることは非常に有意義なものでありました。

- ② 広島県が主催する「おもてなし向上ネットワーク会議」に参加し、平成28年11月の「おもてなし月間」の取組みには当協会会員14社も賛同しておもてなし気運の醸成に努めました。
- ③ 広島県内における行政機関や観光団体、経営者団体等主催の諸会議(広島県観光連盟、広島商工会議所等)及び地域の関係者で組織する社会活動(道路利用者会議、おもてなし向上ネットワーク会議、社会を明るくする運動推進委員会、福祉のまちづくり推進協議会等)に参画し、タクシー事業の公共交通機関としての社会的地位の向上に努めるとともに、タクシーの意義やその役割を積極的に発揮するよう努めました。

(4) 防災に関する取組みについて

島根原子力発電所の災害発生時における緊急輸送等に関する協定の締結について、島根県及び鳥取県の原子力安全対策機構から要請があり、中国地方5県のタクシー関係協会で合同の協定書の締結に取り組むこととなりました。

平成29年3月24日に、福祉車両を保有する会員18社が参加した説明会を開催し、取組みへの理解を深め、早期の協定締結を決定しました。

(5) 平成28年度におけるタクシー事業の新規許可申請、認可申請等の処分状況について

○法人タクシー

新規許可申請	一般	1件(限定解除)
	限定	20件(許可15件、年度内未処理4件、取下1件)
区域変更認可申請	1件	(福祉限定のみ変更)
譲渡譲受認可申請	6件	(年度末未処理2件)
相続認可申請	1件	

○個人タクシー

新規許可申請	0件
譲渡譲受認可申請	29件(認可23件、却下2件、取下1件、年度内未処理3件)

(6) 平成28年輸送実績について

平成28年(暦年1~12月)における広島県のタクシー事業の輸送実績は次のとおりで、輸送人員・運輸収入は8年続けて減少が続いていますが、日車営収は6年連続で微増となっています。

○広島県内総計指標

輸送人員	3,430万人	対前年比	98.1%
------	---------	------	-------

運輸収入	31,962百万円	〃	99.7%
実働率	67.9%	〃	97.3%
実車率	42.3%	〃	101.7%
○実働1日1車当たり指標			
走行キロ	165キロ	対前年比	98.2%
運輸収入	24,552円	〃	102.4%

6. [労務委員会]

(1) 広島県最低賃金の引上げについて

政府は平成28年6月に、今年度の最低賃金改定について「年率3%程度、全国平均1,000円を目指す」とした内容を含む「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。審議会を開くまでもなく、この決定で最低賃金の方向は決まったも同然の状況となりました。とは言え、業界の要望を伝えることは必要との認識のもと、昨年度に続き、当協会会長名で平成28年7月19日に広島地方最低賃金審議会会長あてに慎重審議を要望する意見書を提出しました。

審議会の答申結果は、過去20年間でも最大の「3.12%、24円」アップの「793円」となりました。厳しい経営環境が続くタクシー事業においては大変憂慮する内容のものです。引き続き制度の抜本的な見直しを含めた取組みを進めて行くことが必要です。

(2) 乗務員の健康管理について

事業用自動車の乗務員の高齢化に伴い、乗務員の健康に起因した重大事故が発生していることから、その防止の徹底を図ることが必要となりました。当協会でも、「運転者の健康管理マニュアル」に基づく健康管理の再徹底について周知徹底を図り、過去の事故事例を参考として事故防止に取り組んでいるところです。(再掲)

(3) 乗務員確保問題について

- ① 乗務員の確保が喫緊の重要な課題としてあり、乗務員の労働条件の改善と合わせて若年労働者等の雇用確保の取組みが重要となっています。
タクシー業界では、最近のライドシェアの動きに対して事業用自動車の免許資格の必要性を強く主張しているところではありますが、プロとしての運転技術の重要性を主張する中で資格取得の緩和を要望しています。当協会では平成27年に中国運輸局長へ中央への働きかけを要請しました。また、全国的には東北ハイヤー・タクシー連合会が商工会議所を通じて国家戦略特区推進会議へ「2種免許取得緩和」を提案しています。
- ② 広島県タクシー協会広島支部では青年部が中心となって、平成28年8月と12月に、主に女性を対象とした企業等の宣伝イベントに参加して、タクシー業界のイメージ向上とあわせてタクシー乗務員募集のPRに取り組みました。乗務員の獲得にはなかなか結び付きませんが、女性が働く職場のPRにはなったものと評価します。広島県タクシー協会としても、こうした取組みを幅広く進めて行くことが必要です。

- ③ 「女性ドライバー認定制度」が平成28年5月から実施されました。女性ドライバーの新規就労・定着に取り組む事業者を国土交通省が認定し、同省のHPで紹介し、雇用の増加を図るものです。平成28年3月末現在、広島県内の認定企業は13社となっています。今後、こうした制度を活用して幅広く運転者確保に取り組むことが必要です。

7. [技術環境委員会]

- (1) セダン型タクシー専用車両の生産中止が決まり、トヨタ自動車において次世代タクシーの試乗会が全国で行われ、平成29年3月9日には広島市でも開催されました。中国地方の多くのタクシー事業者が参加し、新しいタクシー車両に乗ったり、見たりすることができました。

国内のタクシー専用車は平成30年10月からUDタクシーのみとなる予定であり、国土交通省ではオリンピック・パラリンピック東京大会に向けてその導入促進を決定しており、地方でも今後UDタクシーの導入と普及の取組みを進めることが必要となっています。

- (2) 車外突起物の基準の改正について、行政の指導のもとにタクシー車両の行灯の改造等の早期対応に取り組んできていたところですが、平成28年10月に急遽その適用の中止が通達されました。これまで既にその対応を済ませた会員もあり、不満の生じる結果となりました。こうしたことについて、規定の施行時における行政の適確・適正な判断と対応を強く求めるものです。
- (3) 国土交通省の事故防止対策支援推進事業の補助金を活用することにより、映像式ドライブレコーダーやデジタル式運行記録計の導入を行い、各社において輸送サービス改善や運行管理の高度化、事故削減に積極的に取り組みました。

8. [ケア輸送委員会]

- (1) 国土交通省のバリアフリー化促進等補助金を活用したユニバーサルデザイン(UD)タクシー及び福祉車両の導入の促進に取り組みました。広島県内の導入状況は8社12両で、導入の取組みは低調です。国内のタクシー専用車は平成30年10月からUDタクシーのみとなる予定であり、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた国土交通省の「バリアフリーワキンググループ」や「新しいタクシーのあり方検討会」の中でもその導入促進が決定されており、今後UDタクシーの導入と普及の取組みを進めることが必要となっています。(一部再掲)
- (2) NPO等による福祉有償運送の実施については、広島県内においても8市町で福祉有償運送運営協議会が設置されて14者が広島運輸支局の登録を受けています。タクシー協会からは各地域の代表者が各協議会に出席し、全国ハイヤー・タクシー連合会の指導方針をもとに、輸送主体の選定についての本来のあり方について主張し、適正な運営を行うよう取り組んでいます。また、交通不便地域における足の確保についても、タクシーを活

用した施策の支援を関係地方自治体に強く要望しています。(一部再掲)

9. [広島県運転者登録センターの業務]

(1) タクシー適正化・活性化法の改正に伴う業務の拡大実施について

広島県B地域の運転者登録・講習の制度及びA地域における運転者試験制度が平成27年10月から実施されましたが、制度及び手続きへの理解も徹底し、平成28年度は円滑に業務を遂行することができました。業務実績は(3)のとおりです。

(2) 登録諮問委員会の開催について

広島県A地域及び広島県B地域の合同の登録諮問委員会を平成28年7月7日に開催しました。広島大学大学院の張教授、労働組合代表者3名及び協会副会長5名が出席し、張議長の議事進行で、平成27年度の運転者登録及び講習についての実施方法及び平成28年度事業計画について協議し、承認していただきました。

(3) 平成28年度業務実績

①登録業務

項目	件数		項目	件数		
	A地域	B地域		A地域	B地域	
登録申請	241	251	登録消除	448	16	
運転者証交付	479	349	登録取消	0	0	
運転者証訂正	1,156	591	登録の変更	免許証の有効期限	1,195	549
運転者証再交付	24	7		住所・氏名	167	36
原簿謄本交付	2	0		運転者の異動	238	98
原簿閲覧	0	0		事業者の住所名称	0	81
事業者乗務証	交付	24		2	免許証の効力停止	1
	訂正	208	39	運転者証の返納	693	362
	再交付	1	0	その他	0	0
			合計	4,877	2,382	

②講習業務

項目	A地域	B地域		
		集団講習	個別講習	
受講者数	運転者登録講習	231	205	50
	命令講習	1	0	0
	会社間異動等	117		
合計		349	205	50

注：B地域の「個別講習」の件数は、法令等と地理の両方の講習を個別講習で受講した

者を計上し、法令等について集団講習を受講した者は「集団講習」に計上しています。

③試験業務(A地域のみ実施)

科 目	試験回数	受験者数
法令・安全・接遇	25	231
地 理	32	238